

2024.1 NO.107

発行 東京都港区芝2-5-20 田中ビル  
有道会 〒105-0014  
(題字・大本山永平寺第八十世  
南澤道人 大禪師 猗下 御染筆)  
発行人 服部秀世

# 有道

## 有道会綱領

- 一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、兩大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。
- 二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。
- 三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

## 謹賀新年



有道会会長  
服部 秀世

### 年頭のご挨拶

令和六年の新春を寿ぎ、兩大本山のご隆昌、宗門寺院の興隆と会員各位のご清福を祈念申し上げます。

また大本山永平寺南澤不老閣猗下には、新年の嘉運めでたくお迎えになり、まことに慶賀の上なく存じます。今般、本年一月二十二日より二度目の曹洞宗管長職にご就位いただく運びであります。宗務のご総覧や、四衆接化にご高導を賜りま

すこと、まことに有りがたき極みに存じます。また偏に法体ご健勝ならんことを全国会員一同切に冀うものであります。会員各位には、常日頃大本山永平寺護持のご道念と祖道恢弘のご道行、並びに有道会の諸活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

特に本年は、大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師七〇〇回大遠忌ご正當を迎えます。昨年、国内九管区をはじめ

海外総監部においても予修法要が奉修され、機運の醸成が図られて参りました。本会員各位におかれましては、ご正當に向け宗門を挙げての大遠忌奉修の無事圓成を祈念いたすところであります。

私儀、宗務総長の重責を拝命し瞬く間に歳月が一巡し、一行に遇うて一行を修す日々であります。新年を迎えて更に身心を新たに、日々自省の下、山積する諸課題に向き合っていく所存であります。何卒、旧年に倍してご道愛賜りますようお願い申し上げます。

就任時に、社会と人々の問題に向き合うことを施策の基本理念に置きましたが、今なお戦火が続くウクライナやガザ地区では、平穏な生活を奪われ、多くのいのちを落とさ

れる惨状には、大変心が痛みます。惨禍に巻き込まれた人々の、あらゆる痛みと苦悩に思いをいたし、一刻も早く戦乱の終結を祈るばかりです。私たちが思う、正しき正義というものは、お互いの置かれた状況や立場により、必ずしも一致するものではありません。人間の我執や欲得、傲慢によって、それぞれの正義と正義の主張が時に争いの元となります。自分の正義を振りかざして戦争にもなる過ちを、人類は幾度繰り返せば分かるのでありましょうか。

我執を離れることが宗教の原点であります。吾我の念を修めて他者に寛容な慈悲の心は、坐禅の静寂の中で得られることを釈尊は示されています。「平和」は「シャンティ」「寂静」という言葉であら

わされま。私たちは坐禅による心の静寂が、平和な社会、平穏な暮らし、心の平安、安心に繋がることを、広く人々に伝えていく必要があると思えます。ことに現在、少子高齢化社会に入っ

た霊域ともいふべき法堂の間に端座し、時折放たれる鐘の中で、五十年の歳月が走馬灯のように巻き戻されていきます。自分たちのお互いの原点、出発点はここであつた。なによりもこの歳までご開山さまにお導きいただいた報謝の思いが、しきりに込み上げてきて感激に打ち震えま

し、坐禅により解脱されたということを、私たち宗教者はもう一度深くかみしめてみる必要があります。昨年六月永平寺で同安居会がありました。祖山に安居してちようど五十年。傘松の雨露を嘗め同釜の飯を拝し、先に遷化された同安居者の供養諷経をいたしました。法堂鐘の打ち出しから転畳までの十五分間、静謐静寂で荘厳され

る。地区は阿鼻叫喚の地獄絵図の如くです。真に人道や人権が必要な処には人道や人権は微塵も有りません。宗教とは何でありましようか。貪りから瞋恚、瞋恚は癡さへと連鎖するのは宗教を超えた人間の性です。問題を煎じ詰めれば、この性により人々は争い続けているのです。貪りからの争い奪い合いに歯止めを掛け、人が調和し和合することこそが誰もの幸せに繋がる事は自明です。資本主義にしても共産主義にしても、目指すのは自国の

た。自由経済の発展も欲と切り離しては考えられません。当に自律・持戒の必要を感じます。自律・持戒の上に和合調和を築く道こそ仏道です。貪・癡・癡を克服し真の平和を齎す道です。然りとて仏道を主張するものではありません。自らが真摯な仏教徒として仏道を歩むのです。僧室には和合の功德が備わっております。必ず道と同じくする人々が現れて参ります。

合掌

合掌



大本山永平寺第八十世  
南澤 道人 大禪師 猗下

甲辰元旦一枝梅 玉骨氷肌特地開  
清氣暗香何以下 太平基兆待春来

年頭口宣  
永平道人

令和六年年頭口宣

甲辰元旦一枝梅  
玉骨氷肌特地開  
清氣暗香何以下  
太平基兆待春来

有道会諸老師には服部内局の許、甲辰の新春を迎えられ八風不能動の念を以て宗政に臨まれておられる事と敬意を表し、会員皆々様の御清祥を祈念申し上げます。

長期化するロシアのウクライナ侵攻により、前線は益々悲惨さを極め、止めどもなく尊い命が失われ、無残にも人生や生活が破壊され続けている。

言い知れぬ苦悶にある中、民族、宗教、歴史が複雑にもつれ絡まり合う中東での惨劇が起りました。今や、ガザ



大本山永平寺 監院 小林 昌道

ご挨拶

令和六年甲辰の新春を寿ぎ有道会諸老師の更なるご多祥を祈念申し上げます。

平素より祖山へのご法愛に感謝申し上げます。

さて、四年に及ぶ感染症流行によって社会は大きく変化いたしました。

十九世紀半ばのクリミア戦争において一人の英国人女性が戦地において負傷した兵士たちを献身的に看護し「クリミアの天使」と呼ばれたことはご存じのことでしょう。

その女性フローレンス・ナイチンゲールが実際に看護師として活躍されたのは三年にも満たない間でしたが、人生においてあらゆる人脈や知識を駆使して問題に取り組んだ優れた改革者であったことは余り知られていません。

クリミア戦争の場においても、ナイチンゲールは、死者の死亡原因を統計的に分析して明らかにし、衛生状態を改善することにより治療率が向上される要因となりました。これも、ナイチンゲールが幼い頃より関心をもって学んだ数学や統計学の知識によって社会学者としての素養を高め、データをもとに人々を説得し、自らを信じて改革の道を進んだからでしょう。このことは、現代にも当てはまることです。

ナイチンゲールが生きた時代の英国でも感染症が猛威を振るっていました。しかし、現代と異なり原因が特定されず治療法も確定されていない中にナイチンゲールは、統計から感染が空気の汚れから起きるもので部屋を清潔にし、身体を清潔にするよう人々に促し（今でいう換気と手洗い）、さらには過密な状況で人が過ごすことによって感染症が拡大するので、〈密〉を避けることを提言しました。この進言によって英国中の病院構造は見直しをされ、英国の人々の暮らしも徐々に換気と清潔という概念が認知され実践されていったのです。

日本においても新型コロナウイルス感染症の基本対策として〈三密〉回避が提唱されたことは記憶に新しいことでしょう。

ご開山様は、京洛という大都会から遠く離れた越前の山間に一箇半箇の接待を旨指されて永平寺を開かれました。そこにはあらゆる人脈や知識を駆使して問題に取り組んだ優れた改革者としての面を感じざるを得ません。

今や社会は大きく変化を遂げ始めています。私ども法孫もご開山様の足跡に倣わねばならない時でありましょう。全宗門諸老師のご教導をお願い申し上げます。新年のご挨拶いたします。

令和五年度 有道会総会

日時 令和五年十二月二十八日  
会場 曹洞宗檀信徒会館

司会 鈴木祐孝 副幹事長

一、開会のことば

小林孝道 副会長

二、会長挨拶

服部秀世 会長



三、座長選出

座長 京都府有道会会長 平澤祥秀 老師



副座長 千葉県有道会会長 松葉良弘 老師



四、議事録署名人名

岩手県有道会会長 佐藤一成 老師

福井県祖門会会長 山上道正 老師

五、議事

(1) 会務報告 圓通良樹 幹事長



(2) 令和四年度決算報告 川村能人 会計幹事

監査報告

阿部光裕 監事

(3) 令和五年度予算報告 押川伸生 会計幹事

(4) その他

六、政策専門部会報告

宗団機構に関する政策専門部会 結城俊道 部会長



教学人權に関する政策専門部会 金岡潔宗 部会長



教化施策に関する政策専門部会 阿部光裕 部会長



七、閉会のことば 小林孝道 副会長

第三十七回有道会大会

日時 令和五年十二月二十九日  
会場 曹洞宗檀信徒会館

開会式 九時〜

司会 藤間良信 副幹事長

一、仏祖諷経

二、宗歌斉唱

三、黙禱

四、来賓紹介

五、祝電披露

大会 九時三十分〜

司会 藤間良信 副幹事長

一、座長選出

座長 千葉県有道会 松葉良弘 老師



副座長 京都府有道会 平澤祥秀 老師



二、大会録署名人名

岩手県有道会会長 佐藤一成 老師

福井県祖門会会長 山上道正 老師

三、通告質問・答弁

1. 東海管区幹事 滋賀県有道会 松尾徹裕師



①現在、滋賀県宗務所で取り

組んでいる、教区分合について提案する。歴史的に組寺から教区に移行した経緯や過去の宗務制度の改革により十五ヶ寺や三十ヶ寺を基準とした教区の寺院数は現在では三十ヶ寺を基準とするに至っている。

少子高齢化により、寺院を維持することが困難になりつつあり、地域によっては教区寺院の半分以上が兼務住職であったり、檀家がなく地域の信者により、かろうじて維持されているところがある。寺院の合併や解散が進むことは容易に予想され、教区長を選出することも困難になる。

滋賀県宗務所では、現在の十一ある教区を五教区に分合ができるのではないかと模索中である。これには教区長の業務の負担軽減を図らねばならない。また、総務部長が認めた場合、宗務所直轄とすることができるが、宗務所の業務負担増は否めない。

②教区業務は多岐にわたるが、特に教区分合の最も支障となるのは宗費納入組合ではないかと思われる。その組織内容については宗制に規定されておらず、財政部に宗費納入規約の準則があり、それをもとに各納入組合が運営されている。これについて具体的に示して頂きたい。

答弁：松原道一 総務部長

①教区分合について  
教区に分合や、さらに教区  
のあり方については、現在  
の環境に即した形になるよ  
う不断に検討を進めていく  
必要がある。今後は宗侶・  
正住職や檀信徒の減少、さ  
らにはそれらについて将来  
の見込み等も踏まえて検討  
を進めていかなければなら  
ないと考えます。

答弁：松原道一 総務部長

①第百四十一回通常宗議会の  
服部直哉議員の総括質問に  
対する服部宗務総長の答弁  
の中で、「単立すなわち宗  
派からの離脱行為は、許さ  
れざる行為であります。」  
とあります。



2. 愛知県第三有道会

斎藤貞雄師



①宗派を離脱し単立となった  
寺院、また単立を考えてい  
る寺院のことをどう思う  
か。また、曹洞宗の規定に  
は、離脱の為の承認はどう  
なっているのか。

答弁：渡部卓史 人事部長

②曹洞宗寺院規程第十二条に  
「本寺を失った寺院は、更  
にその本寺をもって本寺と  
する。」と定められてお  
り、その旨を総務部長に届  
け出なければなりません。



②本寺の寺院が宗派を離脱し  
た場合、今後本寺は存在し  
ないとなるのか、または本  
寺を新たな本寺としていく  
のか。

③両大本山の寺紋は、一般  
的な家紋に当たるものであ  
り、使用に関して制限はな  
い。第三者の使用を防ぐ法  
的措置として、商標登録を  
行う方途はあるが、専門家  
に問い合わせたところ、両  
山紋は「公益に関する団体  
であつて、営利を目的とし  
ないものを表す商標」に該  
当するものであり、商標登  
録することができない「商  
標法第四条第一項」に該当  
する。また、公益保護の観  
点から、第三者が登録を受

3. 北海道有道会

児島龍憲師



けることは適当ではないと  
されている。  
曹洞宗を離脱した寺院は、  
他の宗教法人・宗教団体で  
あり、法的にも宗制上から  
も制限することができな  
い。また、服制についても  
同様であるが、宗門から離  
脱し、単立寺院になること  
はもとより、両山紋の使用  
は誠に遺憾である。

①宗門で様々なネット上の  
マッチングシステム（後継  
者・首座候補者・婚姻対象  
者のマッチングシステム）  
を構築することは有意義だ  
と思われるが、そのような  
システムは現状どの程度あ  
るのか、また積極的に全国  
規模で展開する将来像はあ  
るか。

②LGBTQと宗門の向き合  
い方について、戒名を授与  
する際の「居士・大姉」等  
とは異なる称号をつける配  
慮を踏まえて、どう考えて  
いるか。

③寺院が不動産を売却して得  
た収入に対し、どの程度宗  
門に償還しなければならない  
のか。違反した場合に懲  
戒処分となった事例はある  
のか。

④宗門の広報部門ほどの部署  
が対応し、複数にわたる場  
合は相互に連携が取れてい  
るか。スタッフの人数、そ  
の人数で十分なのか。

⑤ソートビルの今後につい

て、宗務庁としての機能を  
どうするか、現在の土地建  
物についてどうするか。ホ  
テルの経営母体をどうする  
か対応策を説明願いたい。

答弁：松原道一 総務部長

①現在、大企業や自治体の協  
力を得て少しずつ仕組みを  
変えながら実証実験を行  
い、その効果を検証する研  
究プロジェクトが進められ  
ているようである。将来的  
に「人間」と「人間」をつ  
なく汎用性の高いシステム  
が開発され、社会で身近な  
ものになれば、採用する価  
値はあるものと認識してい  
る。

答弁：戸田光隆 伝道部長



②性的マイノリティの方に性  
別にとられない称号を加  
え、授与することは、その  
当該故人が、戒名におい  
て、自身がマイノリティで  
あること又はあったことを  
明示してしまふことにな  
る。本人の了承が不明瞭な  
まま他人に性的志向を含め  
暴露され、そのことが無理  
解と偏見からくる新たな差  
別を惹起することも考えら  
れる。多角的な視点から検  
証するとともに、判断いた  
だきたい。

③納付いただく義財金は「曹

洞宗財務規程第六十三条第

一項第十二号」に規定する  
「寺院財産処分義財」によ  
り、処分する土地の課税標  
準額等に、地目毎に定めら  
れた割合を乗じたもの、及  
び処分する土地の売却代金  
に十パーセントを乗じたも  
のにより算定し、両者を比  
較した上で廉価なものが採  
用される。正規の手続きを  
経ないで寺院の不動産もし  
くは財産目録に掲げる宝物  
を処分し、又は担保に供し  
た場合は「曹洞宗懲戒規  
程」に抵触することとな  
る。

答弁：渡部卓史 人事部長

④人事部文書課に広報係が置  
かれている。宗門からの情  
報発信という点では、教化  
部、伝道部、出版部、人権  
擁護推進本部、総合研究セ  
ンターなどもその性質を  
持つっており、連携して曹洞  
禅の敷衍に取り組んでい  
る。

現在三名が専任として業務  
に従事、また曹洞宗広報規  
程に基づいて八名の方に広  
報委員を委嘱している。広  
報係として業務にあたる人  
数の妥当性は一概に論じら  
れないが、今後宗務庁の組  
織機構を検証する中で既存  
部署の統廃合を含め検討す  
る必要があるかと存じ  
る。

る中長期的な維持、管理の

基本構想」について、二つ  
目の専門部会は「宗教法人  
曹洞宗の所有不動産の運  
用」に関して、外部の専門  
家を招き、その知見を頂き  
ながら、それぞれ、あるべ  
き方向性を協議している。

答弁：松原道一 総務部長

①宗門では寺格に応じた寺院  
結制の取り扱いを行ってい  
る。  
宗制の構成上を根拠とする  
と、格地における結制では  
義財の納付を必要としない  
修行届、法地については義  
財の納付を必要とする認可  
申請書。

①一般寺院（法地）の兼務寺  
院における結制安居は可能  
か。また、格地の兼務寺で  
あれば結制安居できる根拠  
を示してほしい。  
②梅花流詠讃歌による老人  
ホーム慰問活動について  
推奨しては如何か。

4. 岩手県有道会 平栗壽隆師



また、曹洞宗寺院規程第四  
条、申請により寺格を格地  
に昇等することで、兼務寺  
での結制安居が可能とな  
る。

答弁：戸田光隆 伝道部長

②他宗派の意識調査によると  
御詠歌が高齢者の心身に与  
える効果として、脳の活性  
化、認知機能の向上などの  
報告があげられている。そ  
の点からも、老人ホームな  
ど地域に貢献する梅花流の  
活動は大いに推奨すべきと  
思料する。施設側からの要  
請があれば、師範や詠範の  
皆様に積極的にご協力をお  
願います。

5. 青壮年部会 田中省吾師



①宗門には、大学の蔵書をは

はじめ、莫大な量の専門書や歴史的な古書も多い。それらとAIは非常に相性が良いものと考え。自身の疑問や檀信徒の問いに対して強力な助けとなるものと思いが、宗門においてAIの研究はこの先、検討されるか。

②専門僧堂においてスマートフォンでの話話、長幼の序の欠落が現在問題であると考え、それらについての対策などは講じてあるか。

答弁・渡部卓史 人事部長

①現在、AI技術が急速に発展し、ありとあらゆる分野で活用が模索され、実際に導入も進んでいる。仏教経典をAIに学習させ、様々な悩みに対して回答する対話型のAIの研究開発も行われているようであるが、今のところ宗門ではそうしたことを検討する予定はない。

優れた僧侶の育成には、知識を学ぶことも大事であるが、祖師方の行履を慕い、行じること「墓古の実践」が最も重要であると考え

②スマートフォンを持ち込みの是非は、各僧堂においてどの様に判断するのかによって考える。僧堂運営の指針は曹洞宗教育規程に準じたものであるが、その定めから逸脱しないよう、どう運用するかは、各僧堂の判断に委ねられている。携帯電話が一般に出始めたころから論じられていたが、その頃の通話機能だけ

の携帯電話とスマートフォンの違いが異なり、スマートフォンが有する高機能性、つまり写真撮影、録音、メール、SNSなどの多様な機能が含まれているスマートフォンは不要であり、悪影響を及ぼすと思料する。

次に、僧堂における次世代の僧侶養成に関する事について、「道場の場所を問わず、先輩が後輩の指導ができない」という悩みを聞くと言われるが、細かな作法等、例えば振鈴の振り方を教えたり、雲版のたたき方を教えたり、これは維那和尚が全員に教えることはなかなか難しい。これは先輩・古参の努めと考える。

各寮においても同様であり、大切なことは古参も新到も同じ立場の掛搭僧であることを自覚すること。そして、指導者たる役寮は責任をもって寮員一人一人を監督することにある。

僧堂においては、立派な役寮、立派な古参との出会いが一生の財産になる。

四、座長降壇  
閉会 正午

喜美候部謙史 副会長



第三十八回有道会大会予定  
令和六年十一月二十六日  
～二十七日

第三十七回有道会大会  
プログラム販売中  
一部百円で追加ご購入いただけます。

お問合せは有道会事務局まで

有道会事務局

〒105-0014 東京都港区芝2-5-20  
TEL03-3454-1547  
FAX03-3454-5477  
田中ビル二階

有道会ホームページアドレス  
https://www.yudokai.net/  
ご意見をお寄せください

広報部会

武山 正廣 小島 宗彦  
武内 宏道 太田 広康  
片岡 修一 横山 泰賢

恭賀新禧

有道会役員

Table listing Judo Kai staff members including 会長 (服部 秀世), 顧問 (曹洞宗参議 熊谷 紘全), 常任顧問 (石川 順之), 副会長 (喜美候部謙史), 幹事 (結城 俊道), 監事 (吉村 明仁), 庶務幹事 (阿部 光裕), 会計幹事 (松浦 徹應), オンラインIP担当 (川村 能人), 幹事 (小島 宗彦), 内局 (宗務総長 服部 秀世, 人事部長 渡部 卓史, 総務部長 松原 道一, 伝道部長 戸田 光隆, 事業部長 来馬 宗憲), 議長 (浅川 信隆), 副議長 (川村 能人), 庶務幹事 (松浦 徹應), 監事 (吉村 明仁), 幹事 (結城 俊道), 常任顧問 (石川 順之), 副会長 (喜美候部謙史), 顧問 (熊谷 紘全), 会長 (服部 秀世).



SOTO保険サポート株式会社

豊富な経験と実績でお客さまを全力でサポートいたします!!

損害保険も生命保険もお任せください!!

火災保険

自動車保険

傷害保険

賠償責任  
保険

サイバー  
セキュリティ  
保険

生命保険

退職金準備

etc...

《取扱保険会社》

損害保険ジャパン(株)・三井住友海上火災保険(株)・AIG損害保険(株)  
東京海上日動火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)  
SOMPOひまわり生命保険(株)・三井住友海上あいおい生命保険(株)

〒105-8544

東京都港区芝2-5-2 曹洞宗宗務庁第1分館3F

電話:03-3454-3547 FAX:03-3454-3575

MAIL:soto-hoken@soto-support.jp

※社名が変わりました。(旧:芝園不動産管理株式会社)